

他区から転入・区内転居された場合

主な手続き窓口のご案内

平野区役所 (06-4302-9986)
* コールセンターにつながります

転入・転居届 ⇨ 1階15番窓口 (住民情報課 06-4302-9963)

- * 住み始めてから14日以内に届出をしてください。
- * 小中学生のお子さまがいる方は、就学通知書をお受け取りください。
- * 住基カードをお持ちの方は、住所異動届の際にお申し出ください。

その他の手続き窓口について

* 手続き方法や期限など、詳しくは各担当にお問い合わせください。

平野区から市内他区へ住所異動された方は、直接お住まいになる区の区役所で転入届を提出してください。

保険・年金のこと

介護保険証をお持ちの方

3階 31番窓口

保健福祉課 (介護保険)
(06-4302-9859)

国民年金 (第1号) に加入している方

住所変更は必要ありません

* 第3号・厚生年金・共済年金加入の方は、お勤めの会社に届出をしてください

障がい・指定難病・特定疾患等のある方

特定医療費 (指定難病) 受給者証をお持ちの方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方、特別障がい者手当・障がい児福祉手当等を受給している方
経過的福祉手当を受けられている方

外国人身心障がい者給付金を受けられている方

重症心身障がい者介護手当を受けられている方

心身障がい者扶養共済に加入している方

重度障がい者医療費・老人医療 (一部負担金) 助成の医療証をお持ちの方

障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方

公害手帳・被爆者手帳をお持ちの方

届出が必要

3階 33番窓口

保健福祉課 (地域福祉)
(06-4302-9857)

高齢者の方

緊急通報システム・高齢者介護用品を使用されている方

変更手続きが必要

3階 32番窓口

保健福祉課 (地域保健)
(06-4302-9882)

届出が必要

3階 33番窓口

保健福祉課 (地域福祉)
(06-4302-9857)

お子さまのいる方・妊娠されている方

乳幼児健診を受診していない方・母子手帳をお持ちの方

住所の変更届、3ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児各健診の案内

こども難病医療給付、療育医療給付を受けておられる方

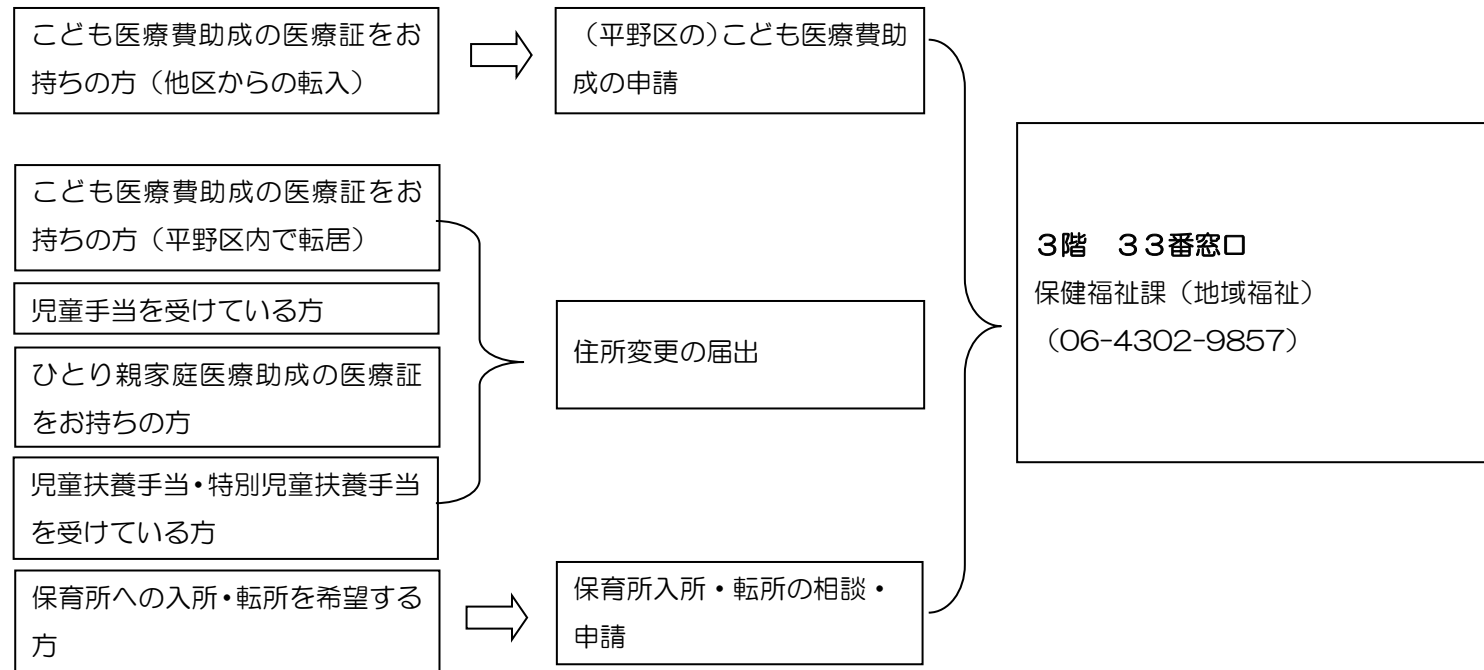
小児慢性特定疾病の医療給付を受けている方

住所変更の届出

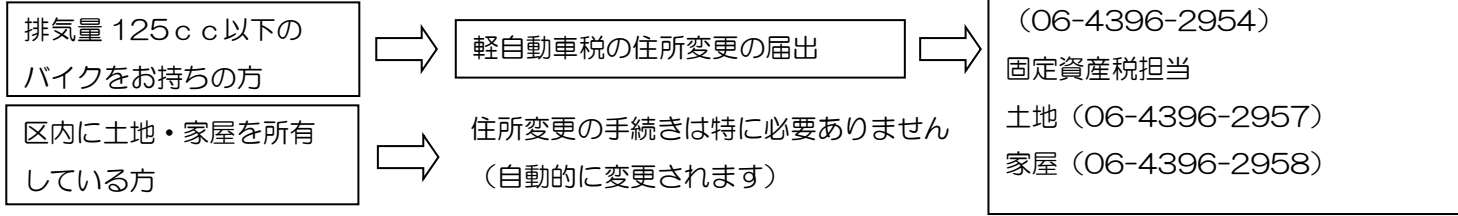
3階 32番窓口

保健福祉課 (地域保健)
(06-4302-9882)

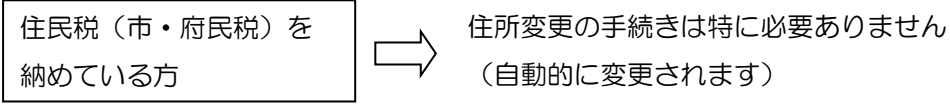




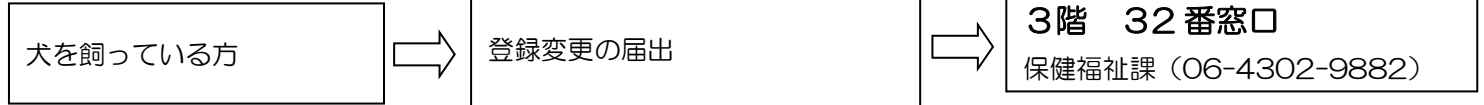
税金のこと



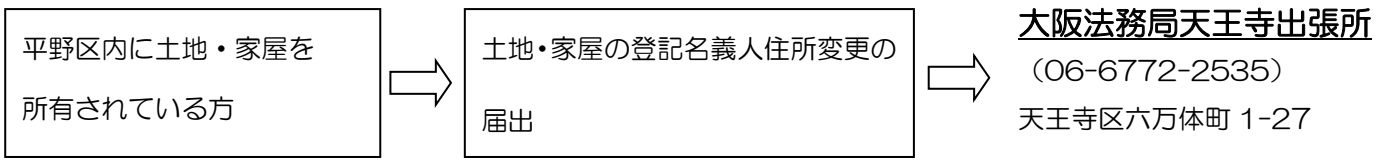
* 他の市区町村に土地、家屋をお持ちの方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課にお問い合わせください。



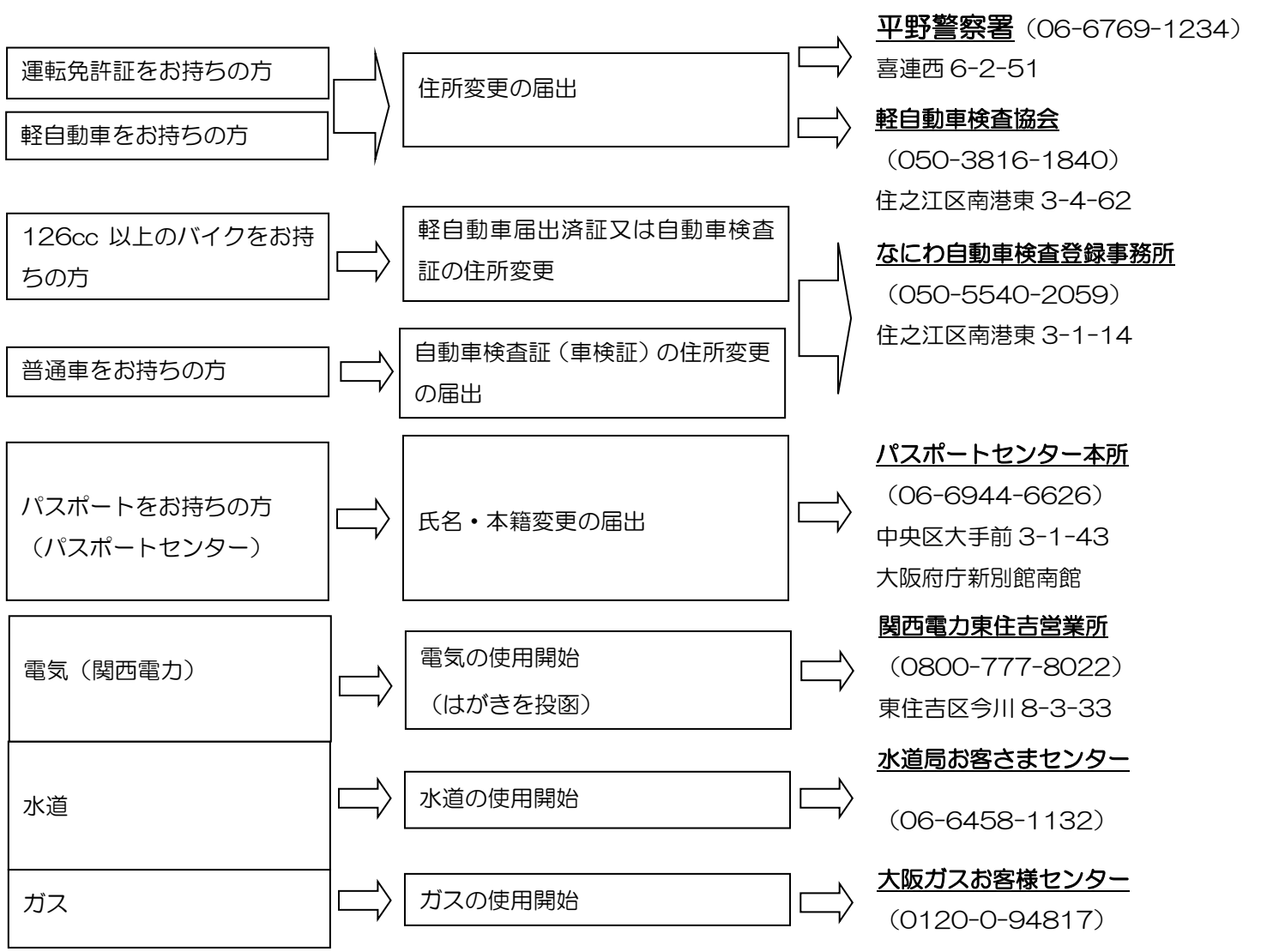
その他暮らしのこと



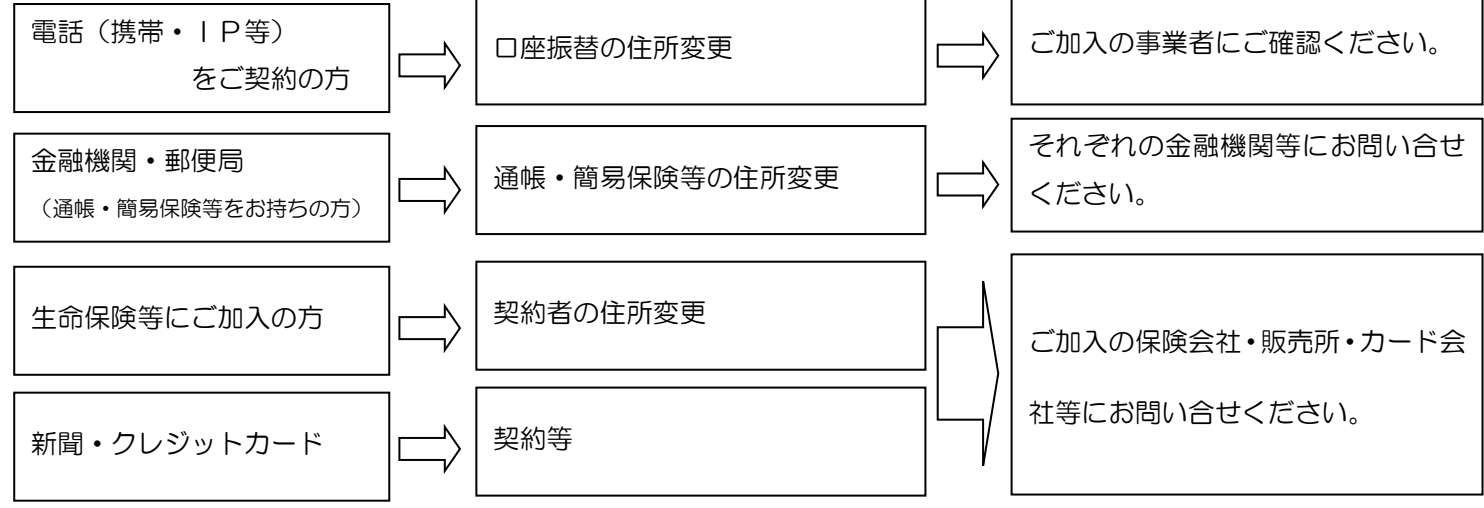
他の行政機関・公共的機関 * 予め電話などで確認してください。



* 他の市区町村に土地、家屋をお持ちの方は、所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。



その他



* 代表的な手続きのみご案内させていただいておりますので、ご了承ください。

* 平成31年4月に作成したものです。手続き方法が変わる場合がありますので、ご了承ください。